

○ 上田市国民健康保険運営協議会規則

< 参考 >

平成 18 年 3 月 6 日

規則第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上田市国民健康保険条例(平成 18 年上田市条例第 130 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定により、上田市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 保険税の賦課の方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項

(委員の委嘱)

第 3 条 協議会の委員は、条例第 2 条の定める区分により、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置き、公益を代表する委員のうちから、協議会において選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第 6 条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(会議録)

第 7 条 議長は、会議録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、議長及び議長が指名する 2 人の委員が署名しなければならない。

3 会長は、会議録の写しを添えて会議の結果を市長に報告しなければならない。

(補則)

第 8 条 委員は、会長の同意を得たときは、市長の承認を得て辞職することができる。

2 会長は、協議会の承認を得たときは、退職することができる。

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。